

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	国保年金課 収納担当室

契約業者名・住所	株式会社アイネス 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番地11号
工事等の名称	国民健康保険料収滞納関係帳票作成等業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	情報処理
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	9,745,477円
工事等の概要	国民健康保険料の収滞納関係に係る督促状、催告書、納付書、納付確認書の帳票出力・加工等に関する業務
随意契約の理由	当該業務は、株式会社アイネスの基幹系システム「Web-Rings」を利用し、データ作成していることから、システム内容を熟知している株式会社アイネスが同業務を履行できる唯一の者である。また個人情報の流出を防ぐ観点からも同社に履行させることが望ましいと思慮される。従って、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、株式会社アイネスを相手方として随意契約をすることが妥当かつ適法である。